

情公審第36号  
平成23年2月4日

新潟県公安委員会 様

新潟県情報公開審査会  
会長 関田 雅弘

新潟県情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成21年9月30日付け新公委第124号で諮問のあった下記の事案について、  
別紙のとおり答申します。

記

「自動車ナンバー自動読取システムに係る保秘の徹底について（平成20年11月  
6日付け警察庁丁刑企発第322号）」の部分公開決定に対する審査請求についての  
諮問

（諮問第77号）

別 紙

第 3 3 号

答 申

## 第 1 審査会の結論

新潟県警察本部長は、本件審査請求の対象となった行政文書について、「1 保秘を徹底すべき事項」において非公開とした部分を公開すべきである。

## 第 2 審査請求に至る経緯

1 審査請求人から、新潟県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、新潟県情報公開条例（平成 13 年新潟県条例第 57 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、平成 21 年 7 月 22 日に「2008 年 11 月に警察庁が新潟県警等に対し、自動車ナンバー自動読み取り装置（Nシステム）のデータ記録について発した文書一切」の公開の請求（以下「本件請求」という。）があった。

2 実施機関は、本件請求の対応として、「自動車ナンバー自動読取システムに係る保秘の徹底について（平成 20 年 11 月 6 日付け警察庁丁刑企発第 322 号）」（以下「本件行政文書」という。）を特定した上で、条例第 7 条第 2 号、第 4 号及び第 6 号の規定に該当する情報が含まれていることを理由に、これらの情報が記載された次の部分を除いて行政文書の公開をする旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 21 年 8 月 3 日、審査請求人に通知した。

(1) 決裁欄中「係長」の印影

条例第 7 条第 2 号

(2) 「1 保秘を徹底すべき事項」の一部

条例第 7 条第 4 号

(3) 「2 具体的留意事項」の一部

条例第 7 条第 4 号

(4) 2 ページ目末尾の括弧内部分

条例第 7 条第 6 号

3 審査請求人は、本件処分を不服として、平成 21 年 8 月 28 日付けで、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 4 条の規定により、実施機関の上級行政庁である新潟県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、非公開とされた部分の公開を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 「2 具体的留意事項」の非公開部分には、2009年7月19日の新潟日報によると、Nシステムのデータ記録について、供述調書などへの記載を禁止する旨、取調べ中の容疑者に示さない旨、データは供述の真偽を判断する材料にとどめ、内容を告げたり推認させたりする対応をしない旨記載されているようである。

諮問実施機関は、理由書の中で「Nシステムに記録されたデータは、犯人の早期検挙と盗難被害車両の回復等の目的に沿った形での適切な運用が求められるとともに、その保存期間や路上端末の設置場所などについては、犯罪捜査に支障を及ぼすことから秘匿性が求められ、使用に当たっては一定の制限が設けられている」、「非公開部分には、その制限、すなわち、使用に係る留意事項が具体的に記載されており、これは警察が行う犯罪捜査の手の内に関する情報である。したがって、これが公になった場合には、被疑者等にあっては、これを逆手にとった対抗手段を講ずるなど犯罪者を利することとなり、犯罪捜査等に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第4号に該当する」としている。

そもそも、Nシステム記録データの保存期間や路上端末の設置場所について秘匿性が求められるかどうか疑問である。それはともかくとして、「2 具体的留意事項」の非公開部分で問題となっているのは、このような記録データの保存期間や路上端末の設置場所等の情報ではない。当該非公開部分が公開されても、何らNシステム記録データの保存期間や路上端末の設置場所は明らかにならない。

警察は、それらの情報が明らかにならないように、取調中に被疑者等にNシステムデータの存在を明かさない扱いをしているのかもしれない。しかし、かかる秘密扱いにしているとの事実が知られたからといって、秘密とされる記録データの保存期間や路上端末の設置場所等の情報が明らかになると判断すべき根拠はどこにもない。

警察が取調べにおいてNシステムの存在を明かさない扱いをしていることが被疑者に分かったとして、いかなる方法をもって記録データの保存期間や路上端末の設置場所等の情報を探知することが可能となるのか、およそ不明である。

- (2) 実施機関は、通過車両データの使用制限について具体的に記載されており、公にすることにより、捜査の手を逃れるための手法を検討することが容易となり、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあると認めるため、条例第7条第4号に該当するとの説明を行っているが、当該部分を公開したところで、捜査の手を逃れる手法を思いつくことは不可能である。

捜査官においてNシステムのデータについて供述調書への記載をしないこととした場合において、供述調書を作成するのが捜査官である以上、被疑者の工夫によりこれを記載させることは不可能である。

また、取調べ中の被疑者にNシステムのデータを示さないことについても、被疑者の工夫によりこれを示させることは不可能である。

その他、Nシステムのデータについて供述調書への記載をしないという方針等が示されたからといって、犯罪を敢行しようとする者において捜査の手を逃れるために何らかの対応をとることはおよそ想定しがたい。

かように、いくら「2 具体的留意事項」を公開しても、被疑者等において対抗策を考えることは不可能である。

- (3) そもそも、証拠開示制度は、捜査側が公費で収集した証拠を最大限弁護側に開示し、よって検察側と弁護側の実質的不均衡を是正し、公正な裁判、ひいては冤罪を防止するための制度である。我が国の歴史をひもとけば、松川事件において、検察側が被告人らのアリバイを立証する諏訪メモを隠蔽したことが明らかとなっている。その他、検察側の証拠隠蔽による冤罪も多く発生している。

このような歴史を踏まえ、冤罪を防止するために生まれた証拠開示制度においてNシステムのデータを明らかにしたくないがために被疑者にNシステムのデータを示さない等の措置をとること自体極めて不当と言わなくてはならないし、警察がこのような不当な措置をとっていることは青天白日のもとにさらされなくてはならない。

最近、再審開始決定が確定した布川事件では、70年代になされた有罪判決を担当した裁判官が、証拠開示が十分になされていれば有罪判決とはならなかった旨述べている。

さらに、松川事件においては、検察官が隠していた諏訪メモが冤罪を明らかにする上での重要な証拠となったことから明らかなとおり、証拠開示は冤罪防止のための切り札のひとつである。今回の対象文書は、まさにその証拠開示を逃れることを警察全体の指針としようとするものであり、到底容認されるようなものではない。かかる文書については公開の上、社会的批判の対象とする必要性が大きい。

- (4) 近年、国家権力あるいは行政権力が国民のプライバシー情報をむやみに入手し、利用する傾向にあるが、監視カメラなどによって、国家や警察が個人情報

やプライバシー情報を握ることは仕方ないとしても、それらの情報の不適切な使われ方や、むやみな収集が行われないようにするためには、市民が、どのような情報が収集され、どのように使用されているか把握し、監視することが必要である。

Nシステムをはじめとする監視システムは、国民の目から離れることで、国家や警察に反対するような人たちを逮捕したり、裁判にかけたりすることにつながるおそれがあり、今後、このようなことが起こらないよう、市民の目に明らかにしておく必要がある。

#### 第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が本件行政文書を部分公開とした理由を要約すると、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件行政文書の性質について

本件行政文書は、Nシステムに記録された通過車両データ等の取扱いに関して、その保秘を徹底するよう、警察庁刑事局刑事企画課長から各道府県警察本部長、警視庁刑事部長、各方面本部長ほか、参考として庁内関係各課長に対して送付された通達文書である。

Nシステムは、自動車利用犯罪が発生した場合に、交通検問による渋滞等を引き起こすことなく、現場から逃走した容疑車両を速やかに補捉し、犯人を検挙すること並びに重要事件等に使用されるおそれの強い盗難車両を捕捉し、犯人の検挙及び被害車両の回復を図ることなどを目的として整備されているものである。

Nシステムに記録されたデータ等の取扱いを一步誤った場合には、これらが公判での証拠等として採用、公開される可能性があり、結果として、犯行を敢行した者あるいは企図する者に対して極めて有意な情報を与えるおそれが高いことから、万が一にもこのような事態が起きることのないよう、対象行政文書において、犯罪捜査に関係するあらゆる職員に対し周知徹底すべき事項が示されたところであり、その内容は、極めて重要かつ秘密性の高いものである。

##### 2 決裁欄中「係長」の印影について

警察業務は強制力を伴うことが多く、被疑者や被規制者等その相手方あるいは警察と敵対する組織から反発や反感を招きやすい性質を有するため、相手方等と直接対峙する機会が多く、警察職本人や家族に脅迫や嫌がらせ等の危害が及ぶ危険性の高い警部補及びこれに相当する職以下の職にある警察職員にあっては、新潟県情報公開条例第7条2号ウただし書の警察職員を定める規則（平成14年新潟県規則第48号。以下「規則」という。）により、氏名の非公開が認められている。

また、係長については、新潟県警察の組織の細目等に関する訓令（平成13年3月16日本部訓令第4号）第10条第2項において、警部補の階級にある警察官又は事務職員若しくは技術職員を充てるものとされていることから、対象行政文書の係長の印影は、条例第7条第2号ウただし書きに該当する。

### 3 「1 保秘を徹底すべき事項」について

非公開部分には、路上端末の設置場所や通過車両データの保存期間が明らかになった場合に、犯罪者あるいは犯罪企図者（以下「犯罪者等」という。）が捜査の手を逃れるために講ずるであろう具体的な対抗方策が記載されており、公にすることにより、犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第4号に該当する。

路上端末の場所について警察としては明らかにしていないが、当該情報を公にすることは、路上端末の形状等から所在を推察する者に対しては設置場所を確信させることになるほか、推察し得ない者に対してもその場所を明らかにすることにより、これらの者が犯罪を企図する場合において、路上端末の設置場所を回避しての通行やNシステムに対する破壊行為その他の正常な作動の妨害などを行い、また、データ保存期間が明らかとなった場合には、敢行した犯罪の隠蔽工作の巧妙化を図るなど、路上端末活用による捜査の手を逃れるための方策を講ずる可能性があり、これにより、同システムの実効性が著しく低下し、若しくは無効となるおそれがあると認められる。

### 4 「2 具体的留意事項」について

Nシステムに記録されたデータは、犯人の早期検挙と盗難被害車両の回復等の目的に沿った形での適切な運用が求められるとともに、その保存期間や路上端末の設置場所などについては、犯罪捜査に支障を及ぼすことから秘匿性が求められ、使用に当たっては一定の制限が設けられている。

当該非公開部分には、その制限、すなわち、使用に係る留意事項が具体的に記載されており、これは警察が行う犯罪捜査の手の内に関する情報である。したがって、これが公になった場合には、被疑者等にあつては、これを逆手にとった対抗手段を講ずるなど犯罪者を利することとなり、犯罪捜査等に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第4号に該当する。

そもそも、警察が路上端末をどのような場所に設置し、Nシステムに記録されたデータをどの程度の期間保有し、それを犯罪の予防、鎮圧又は審査請求人が主張するような取調べを含めた捜査など、公共の安全と秩序の維持のためにどのように活用するかということは、Nシステムに係る警察捜査のあり方に関わるものである。

これを公にすることは、被疑者や犯罪企図者に対して貴重な情報を与えるのと同じ結果となるものであることから、捜査手法に関する情報で、公にすることに

より警察が行う犯罪捜査の手の内を知られ、犯罪者に対抗措置をとられるおそれのあるものとして、条例第7条第4号に該当する。

なお、審査請求人は、警察側から報道発表がなされたものではなく、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には当たらないとされている報道機関の独自取材による報道記事を引用し、これが非公開部分の内容であることを前提として、これを公開しても被疑者が捜査の手を逃れる手法を思いつくことは不可能であると、被疑者による工夫例を挙げて断定し、もって実施機関の行った部分公開決定処分に対して不服を申し立てているものであるが、当該主張は当を得ていない。

#### 5 2 ページ目末尾の括弧内部分について

警察電話は、警察の責務の遂行に即応するなどの特殊性に配慮する必要性から、一般回線とは全く別の回線として運用しているところ、公にすることにより、警察業務のかく乱を目的とする架電や取締り等に対する抗議電話が集中する等の事態が容易に想定される。

そうした場合には、通常業務に必要な連絡や突発事案への対応等に著しく支障を来すなど、警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当する。

### 第5 審査会の判断理由

#### 1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県民の知る権利を尊重することが重要であることにかんがみ、行政文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県政について県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、審査会もこの県民の権利を十分尊重して条例を解釈し、判断しなければならない。

一方、この権利も無制限なものではなく、請求された行政文書に情報が記録されている個人又は法人その他の団体の権利利益及び公益との調和を図る必要があるのであって、それが条例第7条各号において非公開情報として規定されているところである。

よって、審査会としては、非公開とされた情報が条例第7条各号に該当するかどうかをその文理及び趣旨に従って判断することとする。

#### 2 本件行政文書について

本件行政文書は、警察庁刑事局刑事企画課長から新潟県警察本部長に対し送付された文書であり、同課長が各道府県警察本部長、警視庁刑事部長、各方面本部

長にあて平成20年11月6日付けで発した通達（以下「本件通達」という。）が記載されたものであり、同日、刑事部刑事総務課において収受したものである。

本件通達の要旨は、警察では、これまで、Nシステムの路上端末設置場所等が明らかになった場合には、捜査に重大な支障が生じるため保秘を徹底してきたが、通過車両データ及び解析報告書等の証拠開示請求がなされたことに関連して、今後、通過車両データ等の誤った取扱いがなされた場合、裁判所から証拠開示命令が出される可能性は否定できないことから、捜査に係るあらゆる職員に対し、Nシステムに係る保秘について改めて周知徹底されたいというものである。

### 3 Nシステムについて

Nシステムは、走行中の自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合するシステムであり、自動車利用犯罪が発生した場合に、交通検問による渋滞等を引き起こすことなく、現場から逃走した容疑車両を速やかに捕捉し、犯人を検挙すること及び重要事件等に使用されるおそれの強い盗難車両を捕捉し、犯人の検挙及び被害車両の回復を図ることなどを目的として、昭和61年度から整備されているものである。

### 4 条例第7条第2号、第4号及び第6号該当性

以下において、本件行政文書において非公開とされた情報が、条例第7条第2号、第4号及び第6号に該当するかどうかを検討する。

なお、審査会は、各号該当性の判断に当たり、インカメラ審理により本件行政文書を見分した。

#### (1) 条例第7条第2号該当性

条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報が記録されている行政文書又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録されている行政文書は、本号ただし書で定めるものを除き、原則として非公開とすることを定めたものである。

本号ウでは、公務員等の職、氏名及び当該職員の職務の遂行の内容に係る情報については公開するとしているが、本号ウただし書では、規則で定める警部補以下の階級の職にある警察職員の氏名を除く旨規定されている。

実施機関は、本件行政文書に記載された情報のうち、決裁欄中「係長」の印影が本号に該当するとしていることから、以下検討する。

当審査会で、実施機関が本件通達を収受した平成20年11月6日時点における刑事部刑事総務課の事務分掌表を見分したところ、本件行政文書中の係長欄に押印された印影は、係長の職にある警察官のものであり、当該警察官の階級は警部補であると認められた。



したがって、本件行政文書のうち、決裁欄中「係長」の印影は、規則で定める警察職員の氏名を表示するものと認められ、条例第7条第2号ウただし書に該当し、非公開とすることが妥当である。

(2) 条例第7条第4号該当性

条例第7条第4号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書は、原則として非公開とすることを定めたものである。この規定は、公共の安全と秩序を維持することは、県民全体の基本的利益を擁護するために県に課された重要な責務であり、本号では、刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報は非公開とすることを定めたものと解される。

そして、本号に規定する情報に該当するかどうかについては、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当である。

以下、この考え方にに基づき、本件行政文書に記載された情報のうち、実施機関が本号に該当するものと主張する情報について検討する。

ア 「1 保秘を徹底すべき事項」の第4号該当性

「1 保秘を徹底すべき事項」は、Nシステムに関するデータの保秘を徹底する必要性を示したもので、路上端末の設置場所や通過車両データの保存期間が明らかとなった場合に、犯罪者等において可能となる対抗手段の事例が列挙されており、本件処分において実施機関は、「犯人が当該場所を回避する」との事例を公開し、その他の事例を非公開とした。

実施機関は、当該情報が公となった場合、犯罪者等に捜査の手を逃れる手段を教示することになるため、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあるとしている。

しかしながら、当該非公開部分に記載されている対抗手段は、路上端末の設置場所や通過車両データの保存期間が明らかとなった場合に危惧されるものであって、これらの情報は一般に公にされておらず、また、本件行政文書を公開することによって明らかとなるものでもないことからすれば、当該非公開部分を公開することにより、犯罪者等が当該非公開部分に記載されている対抗手段を利用することができるとは考えにくい。

また、当該非公開部分に記載されている対抗手段の事例は、一般的なものであり、Nシステムの役割や機能を知る者であれば容易に着想を得ることができる内容といえる。

さらに、本件行政文書には、犯罪者等が捜査を逃れるために講じるおそれがある対抗手段の一例として、「犯人が当該場所を回避する」ことが記載され、当該記載部分は本件請求に対し請求者に公開されており、当該非公開部分と比べ、具体性や着想の可能性の程度に大きな相違があるとは認められない。

以上のことから、当該非公開部分は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報とは認められず、条例第7条第4号に該当しないことから、公開すべきである。

#### イ 「2 具体的留意事項」の第4号該当性

「2 具体的留意事項」は、Nシステムに記録されたデータの取扱い方法について示したもので、これらの具体的な使用方法が列挙されている。

本件処分において実施機関は、「Nシステムの具体的事件での運用状況、路上端末装置の設置場所等については外部に明らかにしない」こと、「Nシステムで得られた情報は、警察内部での捜査資料としての利用にとどめ、公判に証拠として提出しない」との記載について公開し、その他の記載については非公開としたものである。

当審査会で見分したところ、当該非公開部分は、通過車両データ使用の制限について具体的に記載されており、これが公になると、犯罪捜査等に重大な支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断には、一定の合理性があるものと認められる。

したがって、当該非公開部分は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報と認められ、条例第7条第4号に該当することから、非公開とすることが妥当である。

#### (3) 条例第7条第6号該当性

条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報については、非公開とすることができる旨規定している。

実施機関は、本件行政文書に記載された情報のうち、2ページ目末尾の括弧内部分が本号に該当するものとしていることから、以下検討する。

当該非公開部分には、警察庁刑事企画課に所属する職員に割り当てられた警察電話の内線番号が記載されている。

当該内線番号は、警察内部における連絡手段として一般回線とは全く別の専用回線で運用されているが、その運用について審査会において聴取したところ、公にすることにより、警察業務のかく乱を目的とする架電などにより、警察内部の

連絡に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

したがって、当該非公開部分は条例第7条第6号に該当し、非公開とすることが妥当である。

## 5 結論

以上の事実及び理由に基づき、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 第6 審査会の処理経過

本件審査請求についての当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

## 第7 審議に参加した委員の氏名（五十音順）

石崎誠也、小嶋孝代、関田雅弘、平石直樹、本間恵美子

別記

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 21 年 9 月 30 日	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
平成 21 年 11 月 25 日	・ 諮問実施機関から理由説明書が提出された。
平成 21 年 12 月 29 日	・ 審査請求人から意見書が提出された。
平成 22 年 10 月 22 日 (第 104 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成 22 年 11 月 26 日 (第 105 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成 22 年 12 月 22 日 (第 106 回審査会)	・ 審査請求人から意見を聴取した。 ・ 諮問実施機関から非公開理由を聴取した。
平成 23 年 2 月 2 日 (第 107 回審査会)	・ 事案の審議を行った。

(注) 審査会の回数は、通算回数である。